

令和7年度第2回札幌方面静内警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和7年9月25日（木） 午前10時00分から午前11時10分まで

2 開催場所

静内警察署会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 6人（定員7人）

会 長	山 田 久 磨
委 員	戸 澤 ひとみ
	馬 場 欣 治
	山 本 恵美子
	米 田 和 哉
	武 田 明 美

(2) 警察署員 6人

署 長	釣 谷 毅
副 署 長	佐 藤 渉
警務課長	鈴 木 隆
刑生課長	鎌 田 幸 英
地域課長	川 中 涼 介
交通課長	山 田 宏 樹

4 署長挨拶

5 会長挨拶

6 業務説明等

(1) 令和7年度第1回協議会における委員からの「ゴミの焼却について」の要望に対する回答

前回の協議会后、直ちに当署において「静内警察署速報 ゴミを燃やさないで」を作成し、警察署のホームページへの掲載、管内の新聞販売店への折り込みチラシとしての配付の協力依頼を行う等、広報に努めました。

また、行政機関として日高振興局に対し、いわゆる「野焼き禁止」の再徹底と広報啓発を依頼したところ、振興局においても対応していただき、7月15日付で日高振興局のホームページに「野焼きは犯罪です！」との広報記事が掲載されました。

当署としても引き続き各種広報啓発の機会に、家庭ゴミ等の違法焼却の防止について広報していこうと考えています。

(2) 静内警察署の活動状況

- 主要事件検挙状況
- 特殊詐欺被害防止について
- ヒグマ出没状況
- 各種広報、啓発等警察活動の紹介

(3) 外国人との共生に向けた取り組み

静内警察署での取り組みの紹介

7 質疑応答

(1) 委員

7月30日に津波警報が発令された際の警察署機能移転状況についてお聞きしたい。

【回答～警察署長】

今回の津波警報発令時には、警察署を施設し、出勤していた全署員を避難させ、警察署機能に移転させました。

当日は午前8時37分に津波注意報が発表された段階で、署員に対して警察署機能移転の準備を指示していました。

その後午前9時40分に津波警報が発表されたことから、移転可能な署員から順次移転を指示しました。

各署員は必要な装備、機材等を持ち順次移転を開始し、最後に私が施設の最終確認を実施した上で法隆寺に移転し、全署員の移転が完了したのが午前10時35分でした。

全体的にスムーズな移転であったと思います。

私は当署着任時に、警察署の所在が海拔2メートルであるため、津波発生時の対策が重要であると考え、担当係に訓練等の実施を指示しておりました。

また、移転の途中に渋滞等で進行できない、津波が差し迫ってきた等の状況がある場合は、車両を放置して付近の高い建物に避難することも併せて指示、教養しています。

今回の移転では、警察署を閉鎖したことの広報や代表電話の転送、移転が長期に渡る場合の対応等の課題も見られたことから、引き続き警察本部と検討していきたいと考えています。

(2) 委員

新冠駐在所の現状について

【回答】

7月に右肩を負傷した新冠駐在所長は、現在デスクワーク可能なところまで回復していますが、駐在所での勤務は不能であることから、本署での勤務

となっております。

新冠駐在所勤務員不在の対応としては、隣接する節婦駐在所、朝日駐在所勤務員が、交代で新冠駐在所に立ち寄ったり、事件事故現場に臨場する等して治安の確保に努めております。

住民の方からも、新冠駐在所長が不在で不安であるとか、怪我の状態が心配であるとか、色々な声をいただいておりますが、今後ご理解とご協力をいただければと思っています。

(3) 委員

外国人との共生について、外国人を多数受け入れている地元住民として、警察署で共生の取り組みが行われていることを聞き、非常によいことだし、うれしく思う。

外国人の居住や稼働の状況を警察署ではどの程度把握しているのか、紹介されていた防犯教室等の開催状況と合わせてお聞きしたい。

【回答】

外国人の居住や稼働の状況については、動きが多いことや個人情報の関係から把握されていない部分が多いのが実態です。

当署で実施した防犯教室等の活動についても、自治体の担当者や雇用主等の協力があり実施できたもので、今後も要請があれば実施していきたいと考えていますが、母国語しか話せない方の場合には通訳の確保等体制の問題があり、これまでは日本語も話せる外国人に間に入ってもらって実施してきましたが、言葉の問題をどう解決するかも課題となっています。

(4) 委員

自宅周辺で、狩猟により解体された残滓と思われる鹿の死体が放置されることがあり、熊が出没する地域であるため、熊の出没を誘発するのではないかと心配である。

対応を検討してもらえないか。

【回答】

警察としては、銃砲の許可、更新等でハンターと直接接する機会がある。その他様々な機会を活用し、注意喚起する。

(5) 委員

自転車の交通ルールについて、昔自分が子供の頃には、横断歩道では自転車から降りて、押して渡るように指導されたが、今はそのような指導がされていないように思うがどうか。

【回答】

自転車の交通ルールについては、自転車通行帯やヘルメットの着用等変更点も多く、ご質問にある横断歩道の横断方法については調査し回答します。

車両の通行方法については、自転車に限らず各種広報啓発を行っています。

街頭で警察官が目にしたもので、必要と判断されるものは、その程度に応じてマイクでの注意等も行っています。

また飲酒運転等の悪質なものは、当然切符処理等もあり得ます。

(6) 委員

野焼きチラシの配布についてですが、新聞の折り込みとして配付したとの報告があったが、昨今新聞を購読する方が少なくなっていることから、町の広報紙に折り込み配付してもらえば全戸に配付されるのではないか。

【回答】

自治体に広報紙への折り込みが可能か調査し回答します。

令和7年度第3回札幌方面静内警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和7年12月3日（水） 午前10時00分から午前11時5分まで

2 開催場所

静内警察署会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 6人（定員7人）

会 長	山 田 久 磨
副 会 長	徳 橋 かおる
委 員	戸 澤 ひとみ
	山 本 恵美子
	米 田 和 哉
	武 田 明 美

(2) 警察署員 5人

署 長	釣 谷 毅
副 署 長	佐 藤 涉
警務課長	鈴 木 隆
刑生課長	鎌 田 幸 英
地域課長	川 中 涼 介

4 署長挨拶

5 会長挨拶

6 業務説明等

(1) 令和7年度第2回協議会における委員からの質問等に対する回答

ア 鹿の解体残滓の対応について

当署管内の猟銃所持者に対しては、所持許可更新等で来署した際に、狩猟後の残滓の適切な処理を依頼しています。

また、管内の猟友会に対しても、会員に対して狩猟後の残滓の適切な処理に関する啓発を行うよう依頼しました。

イ 横断歩道通行時の自転車の交通ルールについて

自転車が横断歩道を通行する際に、自転車を押して渡るべきか、乗車したまま通行してよいのかという質問でしたが、横断歩道を横断している歩行者がいる場合は、事故防止の観点から押して渡るべきですが、歩行者がおらず事故の危険性がない場合は乗車したまま横断歩道を走行してもよいとなっています。

当署でおこなう交通安全教室では、あくまでも事故防止を第一に実施していることから、押して横断するという指導を行っています。

ウ 野焼き防止のチラシの自治体広報紙への折り込みしての配付について

チラシの折り込みを依頼すると有料となるとのことであり、予算的な制約から実施しておらず、協力していただける金融機関や商店、公共施設等にチラシを置かせていただき、住民の皆さん等に手に取っていただくという方法をとっています。

更に、日高振興局に対し、野焼き防止の記事をホームページに掲載するよう依頼し、継続閲覧可能となっています。

(2) 静内警察署の活動状況

- 主要事件検挙状況
- 特殊詐欺被害防止について
- ヒグマ出没状況
- 各種広報、啓発活動等の紹介

7 質疑応答

- (1) 委員（事前質問）～警察官によるライフル銃を使用した熊の駆除について
- 最近のニュースで、岩手県等で熊を駆除する際に、警察官がライフル銃を使用して駆除するということが始まったと聞きましたが、静内署の地区でも警察官がライフルで熊を駆除するようになるのでしょうか。

【回答】

国家公安委員会規則が改正されて、警察官がライフル銃を使用して熊を駆除することは、法律上は可能になりました。

しかし、警察官がライフル銃を使用して動いている熊を撃つとなると、熊の生態や動き等を教養したり、何度も訓練を重ねなければなりません。

また従事する人員、装備等体制自体を整えていかねばならず、ハードルがいくつもあります。

その点も踏まえ、現在北海道警察本部で協議中であり、今後指示が来るものと思われ、現時点では静内警察署で実施するともしないとも言えないところです。

- (2) 委員（事前質問）～熊駆除に従事するハンターについて

最近熊出没の報道が後を絶ちません。

警察署に連絡すると猟友会の協力を求めて駆除という流れと聞きますが、静内署管内では、協力体制に対応できるハンターが充足しているのでしょうか。

【回答】

熊出没時の対応の流れですが、警察で通報を受理した場合、町役場に連絡し、役場からハンターに連絡が行き、現場で三者が合流して対応するということになります。

現場に来るハンターに関しては、役場のほうで把握して連絡しているものですので、我々警察としては把握しておりません。

全国的にハンター不足とか高齢化ということが言われておりますが、これまで現場で対応してきた中では、ハンターがいなくて対応できないという場面はありませんので、ご安心いただければと思います。

(3) 委員～廃棄物の野焼きについて

以前の協議会でも話題になりましたゴミの野焼き問題についてですが、地域の人達と話したときに「消防に届出すればいいのではないかと話す人もおり、そういう消防へ届出したものは警察に連絡が来たりはしないのでしょうか。

【回答】

消防に対してどのような内容を届出しているのかということについては承知しておりませんが、廃棄物処理法でも稲わらの焼却やたき火等、一部が罰則の適用から除外されているものはあります。

基本的に家庭ゴミを含め、ゴミの焼却は認められておらず、以前の協議会でも報告させていただいたとおり、燃やしてよいもの、悪いものについては、当署から日高振興局に依頼して、振興局のホームページに公開していただいておりますので参考にさせていただきたいと思います。

(4) 委員～新冠町内での不審者の出没について

11月に新冠町で不審者が出没したという話があったが、その後の結果はどうなったのか情報が知りたい。

【回答】

対応状況等調査し回答します。

(5) 委員～夜光反射材の入手方法について

日没が早くなり、夜間の事故防止に気をつけなければならない時期となったが、以前地元の自治会で夜光反射材のバンドを配ったことがあり、住民の方に好評だった。

夜光反射材を警察に要望したら入手することはできるのか。

【回答】

夜光反射材を警察で購入して自治会や住民の方に配付するということはしていません。

警察としては、交通安全協会などから提供を受けたものを機会あるごとに配らせていただいています。

以前自治会から配付を受けたということであれば、自治会、交通安全協会などに相談されてみてもよいかと思います。

(6) 委員～オレオレ詐欺電話について

先日私にかかってきた電話の下4桁が「0110」で、応答したところ警視庁の警察官を名乗る電話だったということがあった。

このような電話を受けた場合、警察に通報した方がよいのか。

【回答】

そのような電話を受けた場合は、被害がなくても、詐欺の予兆電話として対応したいと思いますので、警察に連絡していただければと思います。

連絡先は、警察相談電話#9110でも静内警察署の代表電話でもかまいません。

8 犯罪被害者等支援制度について

- 犯罪被害者等基本法制定までの経緯
- 犯罪被害者支援制度の概要
- 犯罪被害者等支援における他機関ワンストップサービスの概要

令和7年度第4回札幌方面静内警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和8年3月6日（金） 午前10時00分から午前11時00分まで

2 開催場所

静内警察署会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 7人（定員7人）

会 長	山 田 久 磨
副 会 長	徳 橋 かおる
委 員	戸 澤 ひとみ
	山 本 恵美子
	馬 場 欣 治
	米 田 和 哉
	武 田 明 美

(2) 警察署員 6人

署 長	釣 谷 毅
副 署 長	佐 藤 涉
警務課長	鈴 木 隆
刑生課長	鎌 田 幸 英
地域課長	川 中 涼 介
交通課長	山 田 宏 樹

4 署長挨拶

5 会長挨拶

6 業務説明等

(1) 令和7年度第3回協議会における委員からの質問等に対する回答

【11月11日の新冠道の駅付近での不審者の取り扱いについて】

委員から質問があった事案については、11月11日午後1時35分頃、新冠町内レ・コード館駐車場で、大声を出している不審者がいるとの通報により認知し、新冠駐在所員が現場臨場し対応しています。

警察官臨場時には、その不審者は既に立ち去っており、発見には至りませんでした。周辺の聞き込み等でも実害は認められませんでした。

捜査の結果、中年の男性が大声を出していたようですが、高齢の女性が同伴していて、男性はこの女性に促されて車両に乗車し立ち去っていることが判明しており、これらの結果から事件性はないと判断しています。

(2) 静内警察署の活動状況等

- 主要事件検挙状況
- 交通事故防止について
 - ・ 高齢運転者によるアクセルとブレーキの踏み間違い事故の紹介
 - ・ 運転時の体調管理
- ヒグマ出没状況
 - ・ 令和7年中の出没状況
 - ・ 令和8年2月末現在の出没状況
- 各種広報、啓発活動等の紹介
 - ・ 管内2町で実施した歳末特別警戒出動式
 - ・ 110番の日広報
 - ・ 幼稚園児を対象とした交通安全教室
 - ・ 署員による冬季特別術科訓練
 - ・ 新冠インターチェンジ開通に伴う国土交通大臣警護
- 警察官採用試験受験者募集案内

(3) 特殊詐欺等の現状と被害防止対策

- 2月12日に新冠町内で発生した特殊詐欺事案に関する概要説明～委員からの事前質問への回答

7 質疑応答

委員からの質問なし